

広告サービスと分析サービス: 国際的なデータ移転に関する情報

はじめに

このウェブサイトでは、Google のクライアントおよびパートナー向けに、[Google の広告サービスと分析サービス](#)（「**広告サービス**」）の利用に伴う国際的なデータ移転についての情報を提供します。たとえば、[Google 広告データ処理規約](#)、[Google 広告の管理者間のデータ保護に関する条項](#)、[Google 測定データ管理者間のデータ保護に関する条項](#)（「**Google 広告データ保護規約**」）の目的に沿って、欧州のデータ保護法を遵守して個人情報を合法的に第三国に移転することを可能にするための法的枠組みまたはソリューションを、Google やその関係会社が導入しているかどうかや、それらに基づいて取得している認定についての情報を提供します。

これらの情報は、Google の広告サービスを利用するクライアントおよびパートナーのために提供するもので、プライバシーに関するお知らせではありません。Google のプライバシー ポリシーは[こちら](#)でご確認いただけます。

一般的な情報

Google はデータセンターを世界中で稼働しています。Google のインフラストラクチャは、サービスのスピードと信頼性を最大限に高めるため、一般的にトラフィックの送信元に最も近いデータセンターからトラフィックを配信するように設定されています。Google データセンターの所在地につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

Google は、お客様の情報がどこで処理されるかに関係なく、お客様が Google と共有しているデータの保護に取り組んでおり、クライアントが Google の広告サービスを利用する際に処理される個人情報を保護するための、技術、契約、組織上の堅牢な安全保護対策と補助手段を有しています。

Google の広告サービスは、下記の枠組みをはじめとする、データ移転に関する特定の法的枠組みも遵守しています。

十分性認定

欧州委員会は、欧州経済領域（EEA）以外でも特定の国においては個人情報が適切に保護されているという判断を下しました。つまり、EU 加盟国、ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドから、それらの第三国にデータを移転できます。英国（UK）およびスイスも、同様の十分性認定を承認しています。Google は以下の十分性メカニズムを適用しています。

- [欧州委員会の十分性認定](#)

- [英国の十分性規制](#)
- [スイスの十分性認定](#)

U.S. データ プライバシー フレームワーク

Google の[データ プライバシー フレームワーク認定](#)の記述にもあるとおり、Google は、EEA 加盟国、スイス、英国それぞれにおける個人情報の収集、使用、保持に関して、米国商務省が規定する EU-U.S. データ プライバシー フレームワーク（「DPF」）、Swiss-U.S. DPF および EU-U.S. DPF の UK 拡張を遵守しています。

Google LLC および Google LLC の米国内における完全子会社（明示的に除外されている場合を除く）は、DPF 原則の遵守について認定を取得しています。DPF の詳細と Google が取得している認定については、[DPF ウェブサイト](#)をご覧ください。

2023 年 9 月 1 日時点では、**Google のクライアントおよびパートナーが Google の広告サービスを利用する際**、Google は EEA から米国への個人情報の移転において EU-U.S. DPF に依拠しています。

現時点で Google は、米国への個人情報の移転にあたって Swiss-U.S. DPF および EU-U.S. DPF の UK 拡張には依拠しておりません。ただし、スイスおよび英国から米国への個人情報の移転については、Swiss-U.S. DPF および EU-U.S. DPF の UK 拡張がそれぞれスイス連邦および英国によって適切と認められ次第、これら両方のフレームワークを導入することにしています。

標準契約条項

標準契約条項（SCC）は当事者間の書面による約定であり、適切なデータ保護措置を提供することによって、EEA 加盟国から他国へのデータ移転の原則として使用できません。SCC は欧州委員会により承認されており、当該条項は英国とスイス以外の国へのデータ移転についても承認されています。[Google 広告データ処理規約](#)、[Google 広告の管理者間のデータ保護に関する条項](#)、および [Google 測定データ管理者間のデータ保護に関する条項](#)（該当する場合）に従い、適用されるデータ保護法に従って個人データを第三国に合法的に移転するための法的枠組み（EU-U.S. DPF など）が導入されていない、または導入が中止された場合は、[広告サービスと分析サービス](#)に関わる特定のデータ移転にあたって SCC に依拠することがあります。